

■ 第 156 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 6 年 7 月 8 日（月）13：30～

会場：白山会館 2 階 大平明浄

（司 会）

ただいまより、第 156 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

本日、司会を務めます農林政策課課長補佐の松川と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は公開ということになっておりますため、報道機関の皆様や一般の方の傍聴が可能となっておりますことをご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、終了時刻は午後 4 時頃を予定しています。時間どおり終了できるよう、円滑な会議運営にご協力いただければと思います。

はじめに、委員のご出席状況をご報告いたします。委員 14 名のうち、本日の出席委員 10 名でございまして、過半数を超えており、審議会規則第 5 条第 2 項により会議が成立しておりますことを報告いたします。なお、青山浩子委員、遠藤一雄委員、宮澤弘昭委員、堀美鈴委員は本日ご欠席の連絡をいただいているところでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に配付しておりますものと本日机上に置いておりますものになります。事前送付の資料としましては、次第、座席表、資料 1 の委員名簿です。資料 2 は審議会についてというものでございます。資料 3 は小委員会の委員の名簿の案でございます。資料 4－1「中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について」でございます。資料 4－2「鳥屋野潟南部開発計画について」でございます。資料 4－3「地域未来投資促進法の手続き等について」、資料 5－1「新潟市農業構想の進行管理について」、資料 5－2「新潟市農業構想 目標の達成状況と評価」でございます。資料 6「農業振興地域整備計画 農用地利用計画変更一覧表」、資料 7、8、9、10、11 と、それぞれ北区、江南区、秋葉区、南区、西蒲区と、区ごとに区の「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について」ということでご用意しております。本日、資料 4－3 の差し替えがございましたので机上配付ということにさせていただきます。

また、委嘱状につきましては、併せて机上配付させていただきます。

以上が、本日の資料となりますけれども、不足の資料等ございましたら挙手をいただければ事務局がお持ちいたします。いかがでしょうか。

次に、委嘱状の交付を行います。市長に代わりまして、農林水産部長の三阪より委嘱状を読み上げますので、委員の方は恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場でご起立をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いします。

(農林水産部長)

委嘱状、吉川夏樹様。新潟市農業振興地域整備審議会委員に委嘱します。委嘱期間は、令和8年3月31日までとします。令和6年4月1日、新潟市長、中原八一。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の方はお名前のみとさせていただきます。渡辺哲史様。藤原茂昭様。佐々木道崇様。阿部徳威様。高橋隆様。石山徳行様。土田沙由理様。夏川京子様。虎澤栄三様。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

ここからは、次第に沿って進めてまいります。開会にあたりまして、農林水産部長の三阪よりごあいさつ申し上げます。

(農林水産部長)

皆様お疲れさまでございます。委員の皆様におかれましては、本日はご多用のところ、またお足元の悪いところ、本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から本市の農業行政の推進について、多大なご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も早いもので半年が過ぎました。今年初めには能登半島地震が発生し、本市においては西区を中心にした液状化現象による住宅被害が広く知られているところですが、農業においても農業用排水路や農業用施設、機械の損壊など、多くの被害がありました。被害に遭われました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本市においては、被害に遭われた農業者の皆様が各種融資を利用する際の利子及び保証料相当額の助成など、支援をさせていただいているところです。今後も引き続き、農業を取り巻くさまざまな課題に取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、本審議会は、本市農業施策の方向性を定める新潟市農業構想や農業振興地域整備計画に関する事項について、皆様からさまざまなご助言をいただき、本市の農業施策等に反映させていただく場として開催しております。今回で156回目となります。

このたび、新たにご就任いただきました委員の皆様には、これからの2年間のご支援

とご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、今回、新委員での初めての審議会でございますので、次第にはございませんが、まずは審議会の概要につきまして、事務局よりご説明させていただきたいと思います。

(農林政策課長)

事務局の農林政策課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

審議会の概要について、ご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。本審議会、市の条例に基づき設置をされております附属機関でございます。主な役割につきましては、市長の諮問に応じて、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の農業振興地域整備計画に関する事項や、新潟市農業構想の策定や変更、あるいは重要な決定、施策の推進などについて調査・審議をいただく会議となっています。

資料の中央にあります図の審議会の枠の右側をご覧ください。審議事項につきましては、10ヘクタール以上の農用地区域からの除外の案件や農業構想の策定・変更が中心となっております。また、その他、年度ごとの農業構想の目標に対する進捗状況などを報告いたします。

また、審議会には小委員会と部会を設けています。小委員会は会長が指名する委員で構成し、農業振興地域整備計画に関する簡易な案件、具体的には、1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外案件があった場合に審議していただくものです。

次に、部会につきましては、必要があるときに設置することが可能としております。直近では、令和4年度に新潟市農業構想の策定部会を設置し、現在の農業構想について審議していただきました。

なお、資料の2ページ目以降につきましては、審議会に関する条例等の抜粋を記載しています。審議会の概要につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ただいまの事務局のご説明について、ご質問等はございますでしょうか。

では、これより審議に入ります。会長を選出するまでの間、議事の進行を行う仮議長を三阪農林水産部長が務めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、三阪農林水産部長、よろしくお願いいたします。

(農林水産部長)

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきますので、短い時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項①、会長、副会長の選出についてでございます。審議会には、会長、副会長それぞれ1名を置き、委員の互選によってそれを定めることとなっております。どのように決めるかということですが、事務局から提案はありますでしょうか。

(農林政策課長)

昨年度までの審議会におきましては、新潟大学の吉川委員が会長を、農業委員会の虎澤委員から副会長を務めていただき、円滑な審議会を運営していただいております。よって、引き続き会長を吉川委員に、副会長を虎澤委員にお願いすることで、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

(農林水産部長)

今、事務局から会長に吉川委員、副会長に虎澤委員との提案があり、異議がないという声も挙がっておりますが、よろしいでしょうか。分かりました。異議がないということで、決定とさせていただきます。

それでは、新しい会長、副会長が決定いたしましたので、吉川委員には会長席にお移りいただき、進行をお願いしたいと思います。

(吉川会長)

大変僭越ではございますけれども、会長を仰せつかりました吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単にあいさつということですので、初めての方もいらっしゃるかと思いますので、私の専門について少しお話を差し上げたいと思います。私の専門は、少し前でいうと農業土木学、今は農業農村工学といいますが、その中でも特に水を扱う農業水利学というものを専門としております。ですから、水の解析であるとか、シミュレーションなんていうのは我々の研究室で扱っているものになります。

私の研究は、いろいろ多岐にわたっています。最近では、もちろん田んぼダムの研究もしているのですが、それ以上に行っている研究があります。農地が持つ生態系サービス、あるいは多面的機能というものについて、より定量的に評価をして、当事者ではない都市住民に農地の価値というものを知っていただきたいと、そういった取り組みをしています。

まさにこの審議会というのは、農地の無秩序な開発というものを、いかに止めていくかということも一つの大きな目的かと思っておりますけれども、なかなかお米の値段が上がり

ない、需要も上がらない、農家の方々はお米だけではなかなか食っていけないなんていう話を聞きますけれども、確かに需要は下がってきています。今現在、日本の人口が少なくなっていますので、さらに需要というのは減っていくということが予想はされているのですけれども、それ以上の速度で農業従事者の人口というのは減っているわけですよ。このままにしておくと、恐らく農地自体が維持できなくなる、そうなると、今現在、米が余っていると言われますけれども、米ですらこの国で供給できなくなってしまう可能性がある。我々、カロリーベースで38パーセントという自給率に甘んじておりますけれども、主食である米が作れなくなったら、我々は本当に国際社会の中で生きていけるのか、非常に私、危機感を感じているところでございます。

こうした中、なんとか農地の資源を管理するというのが、国だけではなく、自治体、それから我々研究者、農家の方々、すべてのステークホルダーにとって、これから重要になってくると思うのです。近い将来の話をしているわけではなくて、でも遠い将来の話ではないです。20年、30年後に本当に我々が食料を供給していく体制が維持できるのか、非常に重要なところだと思うのです。

そういうこともあって、私の研究というのは、すべての研究が農地資源をいかに適切に管理して最適化していくかということです。ですから、今回のこの審議会、前回は携わらせていただきましたけれども、まさに私の研究のコアの部分というものが、この審議会で話される内容につながっていると自負しているところでございます。

簡単ではございますけれども、私は農業土木という分野で研究をしている研究者ですということをお伝えして、あいさつに代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事録署名委員に関して、会長が指名することになっております。今回は渡辺委員と夏川委員のお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

お認めいただいたということで、次に、審議事項の②、小委員会委員の指名についてです。まず、小委員会委員8名は審議会の規則で会長が指名することとされています。資料3をご覧ください。1号委員から青山委員、渡辺委員、2号委員から阿部委員、高橋委員、遠藤委員、宮澤委員、3号委員から堀委員、土田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、小委員会長の選出になりますが、こちらは規則で互選することが定められています。事務局からご提案はございますでしょうか。

(農林政策課長)

事務局からご提案をさせていただきたいと思います。会長につきましては、前任期で小委員会の委員を務めていただいた委員の中から、青山委員にお願いしたいということで、ご提案したいと思います。

なお、青山委員は本日ご欠席ですけれども、青山委員からは皆様がよろしければということで承っております。

(吉川会長)

小委員会長に青山委員との提案がございました。小委員会の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議がないようですので、小委員会の会長は、青山委員にお願いしたいと思います。

続いて、小委員会の会長代行の指名になりますが、こちらは小委員会長が指名することが定められています。青山委員はご欠席ですので、事務局からお願いします。

(農林政策課長)

青山委員はご欠席ですけれども、小委員会の会長代行には昨年度までの任期に引き続き、遠藤委員にとのご指名を事前にいただいております。

(吉川会長)

それでは、小委員会の会長代行には遠藤委員ということで、よろしく願いいたします。

次に、審議事項の③中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について、事務局からお願いします。

(農林政策課長)

審議事項の③をご説明させていただきます。中央区農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更するにあたり、審議会運営要綱第2条の規定に基づき審議いただきたくご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。今回、農用地区域からの除外を予定する箇所は、中央区大字姥ヶ山の約25ヘクタールです。当該地域につきましては、県、市、亀田郷土地改良区の三者で平成元年から開発を推進してきた鳥屋野潟南部開発計画において、住居・交流拡大ゾーンとして位置づけられている地域でございます。

今回、地域未来投資促進法に設けられております制度を活用して、地域の特性を活かし、高い付加価値を創出することで、地域の事業者に対して相当程度の経済効果を及ぼす開発を計画するものとなっています。

開発内容及び法手続きの状況につきましては、当該開発の担当課である、まちづくり推進課からご説明いたします。

(まちづくり推進課長補佐)

まちづくり推進課、課長の高島が急遽、別の公務の都合で出席できなくなってしまったため、課長補佐の横田が代わって説明させていただきます。よろしくお願いいたします。まちづくり推進課からは、今回ご審議いただく対象箇所が含まれる鳥屋野潟南部開発計画の全体概要などについてご説明させていただきます。

はじめに、鳥屋野潟南部開発計画の全体的な概要からご説明させていただきます。お手元に配付のA3横の資料4-2をご覧ください。左上に地図をお示ししております、図のオレンジ色で表示している約270ヘクタールが鳥屋野潟南部開発計画の区域となります。ご存じの方も多くいらっしゃるかと思いますけれども、新潟駅から南へ約3キロ、本市中心部に近接しているとともに、高速道路のインターチェンジに隣接する非常に恵まれた立地条件を有する地区となっています。

続きまして、資料の左下、行政の計画上の位置づけについてです。本地区は、県や本市の都市計画上、また市の総合計画上、重要な位置づけがされた地区でありまして、都心ではできない大街区を活用した土地利用が可能であることから、都心の機能を補完する医療福祉、文化・教育、スポーツ・憩い、交流・にぎわいなどの複合拠点としての整備を満たす地区となっております。

続きまして、資料右上、計画の推進主体とゾーニングについてです。鳥屋野潟南部開発計画は、恵まれた立地条件を最大限に活かしながら環日本海地域の拠点に相応しい新しい都市機能を民間活力の導入を図りながら推進することを県、亀田郷土地改良区、市の三者で平成元年に合意した開発計画となっています。

全体面積で約270ヘクタールあるエリアを図面左側からウェルネスゾーン、国際文化・教育ゾーン、総合スポーツゾーン、住居・交流拡大ゾーンの四つのゾーニングに分け、各ゾーンのコンセプトに合う開発を進めています。

続きまして、資料右下、これまでの経過・直近の動向についてです。これまで市民病院や消防局、いくとびあ食花、ビッグスワンスタジアム、ハードオフエコスタジアムなどのゾーンに合った整備が進められてきています。

一番右側、東側になりますけれども、住居・交流拡大ゾーンにつきましては、平成元年の鳥屋野潟南部開発計画の策定時点より長年住居ゾーンとして位置づけられておりました。そのような中、人口減少などの社会情勢の変化、またスポーツ公園を中心に市外、県外からの来訪者が多い本地区の特性などを踏まえ、住居だけではなく交流拡大を図る

複合的な土地利用が相応しいと考えました。そこで、県、亀田郷土地改良区、市の三者の合意によりまして、令和4年3月に住居・交流拡大ゾーンへ名称変更をさせていただきました。

本日、ご審議いただく対象箇所につきましては、この住居・交流拡大ゾーンのうち、赤線で囲んだ交流拡大エリアとなります。

続きまして、A4縦の資料4-3をご覧ください。本地区の開発及び農用地区域からの除外に関する手続きにつきましては、地域未来投資促進法という規制緩和の法律を適用して手続きを進めさせていただいております。あまり聞き慣れない法律ということもありますので、地域未来投資促進法の概要や当該法手続きのこれまでの経緯についてご説明させていただきます。

はじめに、青色で囲んでいる地域未来投資促進法の概要についてです。地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、この経済的効果の最大化に向けた取組みの支援を目的としており、経済産業省が所管している法律となります。支援にかかる手続きといたしましては、市町村及び県が策定し国が同意する基本計画、市町村が策定し県知事が同意する土地利用調整計画、事業者が策定し県知事が承認する地域経済牽引事業計画などの各種計画に基づきまして、税制優遇や規制緩和の適用といったさまざまな支援を受けることが可能となります。

このうち農業分野にかかわる規制の緩和としては、県知事から承認を受けた地域経済牽引事業計画の事業実施場所におきましては、当該場所が農用地区域や第1種農地であっても、農地転用が可能となるメニューが設けられています。

続きまして、中段、ピンク色で囲んでいる交流拡大エリアの開発目的についてです。交流拡大エリアの開発は、先ほどご説明させていただきましたとおり、新潟スタジアムなどの広域集客施設に隣接するほか、都心や高速道路インターチェンジにも近接する地区特性を活かし、都心と連携しながら交流人口を増やすことで、にぎわいの創出や経済活性化を図っていくことを目的としています。そのため、本地区の開発においては、この開発目的と法の趣旨・目的が合致する地域未来投資促進法を適用いたしまして開発を進めることとし、これまで必要な手続きを進めてまいりました。

最後に、下段、緑色で囲んでいる部分について、地域未来投資促進法にかかるこれまでの手続きの経緯について記載しておりますので、ご説明をさせていただきます。

上段の支援にかかる手続きで説明させていただいた三つの計画についての策定経緯となりますが、はじめに本開発の動向等を踏まえて、もともとありました基本計画に鳥屋野潟南部地区における交流拡大まちづくり分野という地域特性を追加する変更を行い、

令和4年6月に国の同意をいただいています。

続いて、その基本計画に基づいて、市が地域経済を牽引する事業などを支援するため、土地利用調整計画を策定いたしまして、令和5年12月に県知事の同意をいただいています。

その後、事業者が地域の特性を活用した事業を具体化させた地域経済牽引事業計画を策定いたしまして、令和6年3月に県知事の承認をいただきました。

これら本法律にかかる一連の手続きが昨年度末までに完了したことを踏まえ、今回これによる規制緩和を適用した農用地区域からの除外についてお諮りをするものでございます。

以上、簡単ではありますが、まちづくり推進課からの説明を終わらせていただきます。
(農林政策課長)

引き続き、農林政策課から農業振興地域のほうのご説明をさせていただきます。農用地利用計画の変更理由について、今ほどのまちづくり推進課の説明と若干重複する部分もありますけれども、資料4-1をご覧くださいと思います。

中段、変更理由というところですが、中央区鳥屋野潟南部地区につきましては、新潟スタジアムなどの広域集客施設と隣接しており、本市の都心部や高速道路を含めた幹線道路とも近接している立地特性があります。この立地特性や利点を活かして、交流拡大拠点づくりや都心部の需要に応じた多様な活用が図られる、物流関連事業を実施するための施設を整備するため、やむをえず当該地域を農用地区域から除外するものです。

変更箇所の位置につきましては、資料4-1をめくっていただきますと、カラーの裏表で地図のほうを添付させていただいています。こちらの表面の位置図、長潟第一地区約25ヘクタールというもの、また裏面の当該地域の利用計画といったところをご覧くださいと思います。説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

ご説明ありがとうございました。今の説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

私も委員になって25ヘクタールという変更というのは初めて経験するものなので、すごい大規模な変更だなという印象を持ちましたけれども、何かございますでしょうか。

(渡辺委員)

日本政策金融公庫の渡辺です。ご説明ありがとうございました。私の所見みたいなところがあるので、少し内容を教えていただきたいと思って、それに関する質問なのです。

けれども、今回の住居・交流拡大ゾーンのところですが、交流人口を増やすという、そのようなイメージなのでしょうか。まずスタートとしては。

(まちづくり推進課長補佐)

ありがとうございます。今回もご説明させていただいたように、エコスタであったりビッグスワンといったところと連携しながら交流人口の拡大ですとか、にぎわいの創出をしていきたいということでございます。

(渡辺委員)

今回のゾーンの頭についている「住居」というところなのですけども、住居は普通、宅地というか、普通の一般的な住宅を団地化するとか、そのようなイメージなのでしょうか。

(まちづくり推進課長補佐)

はい、そのイメージです。

(渡辺委員)

分かりました。ありがとうございます。

(吉川会長)

ほかに、ございますでしょうか。

新しく赤く囲われているところ以外のところは、もうすでに宅地化が進んでいるという認識でよろしいでしょうか。

(まちづくり推進課長補佐)

住居ゾーンから名称を、住居・交流拡大ゾーンに変更したところでございますけれども、今、赤く囲ったところを交流拡大エリアとしまして、その北東側が住居エリアになっておりますので、先ほどご質問いただいた住居の用に供するのはそちらでございます。

(吉川会長)

このエリアを住居ゾーンとしていったけれども、人口の動態から、それほど宅地に対する需要がなくて、それを住居・交流ゾーンという形、先ほどの説明だと、そういうところもあるということで、よろしいですね。

(まちづくり推進課長補佐)

そうですね。今まで住居としておりましたけれども、今の開発につきましては、いろいろ複合的な要素がないと、なかなかこれだけ大規模な開発というのは、住居 100 パーセントではちょっと難しいということもありますので、そうした社会状況の変化ですとか、土地利用の形態ですとか、そういった利用の状況につきまして、住居だけではなく交流拡大というところも今後、必要だということで、名称を交流拡大を含めた住居・交

流拡大ゾーンに変更いたしまして、開発を推進していこうということになっております。

(吉川会長)

ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

(藤原委員)

今、ご説明のありました中で、この土地利用計画の新たな計画というのは、商業系用地 a-1 と a-2、a-3、工業系用地 b というところのことを指しているわけですね。裏面の新たな 25 ヘクタールの計画というのは。

(まちづくり推進課長補佐)

今の計画では、そういう計画になっております。

(藤原委員)

ちょっと私も勉強不足ですけれども、商業系用地が非常にたくさんありますが、具体的な例として、何かどういうことを意味しているのかがよく理解できないのですが、商業系って非常に幅広い理解をしてしまうのですけれども、どういう用地を指しているのですか。

(まちづくり推進課長補佐)

具体的に、商業系の用地に誘致する施設につきましては、地権者をはじめとする準備組合において検討が進められているわけですし、今の時点ではっきり何といったことも、こういったものというのは、まだ検討・調整を進めている段階で、はっきりとはお答えできる状態にはありません。

(藤原委員)

そうですか。私は消費者協会なのですけれども、消費者の立場で言うと、こういう物販、販売、要は商業施設ができるという理解でよろしいのか、それとももう少し掘り下げてお聞きしたいなと思うのですが、今はそこのところまでしかお答えできないという状況ですか。

(まちづくり推進課長補佐)

そうです。今、準備組合においてさまざまな検討をしている中で、物販ですとか時間消費型というような、そういったキーワードも入ってきているという状況でございます。

(藤原委員)

一つ懸念をするのは、にいがた 2 km との計画との取り合いというのか、その辺は少し心配をするのですが、今のにいがた 2 km の関係が、少し見えなく、時間がかかりそうな感じの中で、これが相当、今、南部の大型施設がある中で、さらにここも作ると、

ちょっと新潟市の商業施設の開発のバランスが取れるのかなという心配をするのですが、その辺は、市としては調整がされているのですかね。

(まちづくり推進課長補佐)

今、都市計画課で全体線引き見直しで住居系を諮っておりますので、そういったところや都市計画マスタープランであったり、先ほどの総合計画にも基づいて、そういった計画の中で進めている鳥屋野潟南部開発計画であると認識をしております。

(吉川会長)

ありがとうございました。確かに結局、パイの大きさは変わらないですからね、新潟も全体として人口が減少する傾向にある中で、需要のパイは変わらない中、いろいろなところでパイの取り合いになると思いますので、そこら辺をおそらくきちんと考えて計画はされているのだと思うのですけれども。

ほかに、ございますでしょうか。

私から一つ、bの工業系用地というのは、これはどういった計画なのかというのを、話せる範囲でお聞かせいただくことはできますでしょうか。商業系はなんとなくイメージがつくのですけれども、工業系とは何ですか。

(まちづくり推進課長補佐)

今、準備組合で検討している中においては、物流とか、そういったところを計画しているようです。

(吉川会長)

配送センターみたいなものも工業系になるのですね。商業系ではないのですね。分かりました。

ほかに、よろしいでしょうか。ほかは特にないようですので、本日の審議事項は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項①新潟市農業構想の目標達成状況について、事務局からお願いいたします。

(農林政策課長)

報告事項につきましては、次第に記載させていただいている2点でございます。はじめに、新潟市農業構想の進行管理について、報告いたします。

本日、説明します農業構想は、新潟市の農業及び農村の振興に関する条例に定める基本計画として、令和5年4月に策定を行い、計画期間を令和5年度から令和12年度までとしています。また、本市の全体のまちづくりや市民生活に関する計画、総合計画と計画期間を合わせまして、農業部門に関する計画として位置づけています。

この農業構想では、将来像を「食と花の都～都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現～」とし、二つの基本方針を定めまして、21の施策に基づいて12の指標を掲げています。これに基づいて、本市の農業農村の振興を図ることとしています。

本日は、この12の指標につきまして、令和5年度の達成状況を報告いたします。報告に用います資料につきましては、資料5-1 農業構想の目標達成状況を一覧にしたものです。資料5-2、こちらは達成状況と評価などを記載したものでA3で3ページございます。本日は、この資料5-2に基づきまして、12の指標の進捗状況をご説明いたします。

資料5-2をご覧ください。こちらの「新潟市農業構想 目標の達成状況と評価」は、資料ごとに12の表にしています。それぞれの表の最上段に指標名を記載し、2段目に目標値及び実績、この欄の一番左側の欄に令和3年度の数値を記載し、一番右側の欄には最終年度の令和12年度の目標数値を記載しています。本日、報告するものは、左から二つ目の令和5年度の実績値になります。また、3段目につきましては、目標を達成するために措置しております主な事業、4段目には令和5年度の実績に対する評価などを記載し、最下段の5段目には今後の施策の方向性などを記載しています。

それでは、最初に指標①ほ場整備率についてです。農業生産コストの低減と、担い手への農地の利用集積を図るため、関係機関と連携を図りながらほ場整備を推進しています。ほ場整備率は構想策定時から1.1ポイント上乘せとなりましたが、目標値の65パーセントの達成に向け、さらに促進する必要があります。農地中間管理機構が主体となって実施する地元負担を必要としない事業制度の活用など、ほ場整備の推進に伴う普及啓発を図っていきます。

次に、指標②市管理農業用排水機場の機能保全計画に基づく長寿命化対策の実施率です。本市が所有し、管理している農業用排水機場は、市内に10機場ありますが、施設の老朽化が進む中、効率的な長寿命化対策が必要となっています。令和5年度は、機能保全計画を踏まえ、予定した2機場で長寿命化対策工事を実施したところですが、引き続き排水機能の安定的な確保を図り、農地の保全並びに市街地を含む地域全体の安心安全な生活を守るため、計画的な補修や更新など、施設の長寿命化対策に取り組みます。

次に、指標③認定農業者等への農地集積率です。農地中間管理事業による農地集積や集約化に向けた取組みを進めたほか、補正予算により措置した市の単独事業により、経営規模を拡大する農業者を支援し、認定農業者への農地集積率の向上を図りました。

次に、指標④新規就農者数です。令和5年度から市の新規事業として創設した、にいがた agribase 事業により、新規就農者を雇用する農業法人などへの研修費の支援のほか、

新たに農業者の親元へ就農する農業者への支援を行うなど、目標を上回る 95 人の新規就農者を確保したところです。

今後も県や関係機関との連携強化を進めるとともに、アグリパークにおける相談や研修など、就農支援の充実を図り、新規就農者の確保を進めていきます。

裏面の 2 ページ目をご覧ください。次に、指標⑤環境への負荷を低減させる取組の面積です。化学肥料や化学合成農薬の低減に向けた農業者への支援をとおして、環境にやさしい農業に取り組む農業者の増加と、その取組み面積の拡大を進めました。今後も環境への負荷を低減し、持続可能な農業生産の実現に向けて各種施策の推進に努めていきます。

次に、指標⑥農業産出額のうち米・麦・大豆等主要作物の産出額及び交付金です。米以外の主要作物の産出額及び交付金額は増加したものの、作柄や米価の下落の影響を受けたため、計画策定時と比べ、増額には至りませんでした。今後も引き続き、需要に応じた米生産などを進めながら、国の事業を活用し、産出額及び交付金額の拡大を図っていきます。

次に、指標⑦ 1 億円園芸産地の販売額の合計額です。新たな園芸産地づくりの取組みやトップセールスの実施に加え、元気な農業応援事業に園芸産地の強化に向けた新規の取組みへの支援を新設するなど、産地の園芸生産を後押ししました。今後も県や農協等関係団体と連携しながら、高収益な園芸農業の展開を進めるとともに、トップセールスによる販売面の強化を行い、園芸産地の販売額の向上に努めていきます。

指標⑧登録した農業サポーターのうち活動した人数です。本事業は、都市住民の農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労働力不足の解消の一助とするため、農業に関心のある市民を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農業を手伝ってもらうものです。令和 5 年は夏の猛暑の影響で、サポーターが活動を控える状況にあったほか、農家の受け入れ希望数も減少したことから、実際に活動したサポーターの人数が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行に伴い、登録者数やサポーターの延べ活動日数は前年度よりも増加しているところです。今後も農業サポーターの継続的な活動を支援しながら、農家との自主的運営を促すとともに、都市住民への農業理解を深めていきます。

次に、3 ページ目をお開きください。指標⑨多面的機能支払交付金事業によって広域的に保全管理される農用地面積の割合です。令和 5 年度は 118 の組織が 2 万 7,394 ヘクタールの面積で農地維持活動などに取組み、うち広域活動組織で保全管理する面積の割合は 81 パーセントでした。構想策定時からの割合の増加には至りませんでした。農

業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、引き続き事業制度の普及啓発を図るとともに、活動組織の運営体制の強化などを目的とした広域化を推進し、取組み面積の増加に努めてまいります。

次に、指標⑩食と農のわくわくSDGs学習プログラム実施校数です。小学校から大学までの各年代で食や農をテーマにした探究的な学習に取り組む学校を支援しており、令和5年度はモデル校12校と、令和4年度から引き続き取り組んでいる実践校3校の計15校が学習に取り組みました。今後も令和5年度に新たに新潟市アグリパークに導入した微細粉末を製造できる米粉製粉機や、専門学校と連携して作成したオリジナル教材用の動画などの活用を図り、食や農を支える人材の育成につなげてまいります。

次に、指標⑪学校給食における地場産物を使用する割合です。本市では、食材の入荷及び価格予想情報の提供、各施設における地場産推奨献立の実施などにより、地場農産物の利用割合の向上に取り組んでいます。令和5年度は前年度と比較して地場産使用率が向上し、目標を達成しています。今後もさまざまな取組みを進めるとともに、学校給食関係者間で連携し検討を進めるなど、さらなる地場農産物の利用向上に努めてまいります。

最後に、指標⑫新潟市食文化創造都市推進プロジェクトの採択事業数です。こちらは平成26年度から本市の食や食文化を活用した創造的なまちづくりを推進するため、食に関する民間の取組み支援を行い、これまで94件の事業を採択してきたところです。令和5年度は、料亭での親子向け食育体験、生産者と消費者のコミュニケーションを目的とした量り売りのイベント、市内で製造する唐辛子を使用した辛いラーメンによる消費拡大プロジェクトの3件を採択しました。今後も民間事業者のさまざまな工夫やアイデアによって、本市の食文化の発展に寄与するよう支援を行ってまいります。

農業構想の進行管理、目標の達成状況に関する説明は以上です。

(吉川会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問ございますでしょうか。

個人的には給食の地場産率が上がっているというのは、すごく喜ばしいことだなと思いますね。目標値が61.9ですから、もうすぐ達成しちゃうような気がするのですが、もっと高い目標を掲げてもいいのかなと。ただ、やはり時期によっては割高になってしまうということもあるので、全国から購入する必要があるのかなとは思いますが、やはり地場産のものを積極的に旬のものをいっぱい食べてもらおうと割合も上がってくるのかなという感じがしました。

ほかに、何かございますでしょうか。

(虎澤委員)

指標⑤の環境への負荷を低減させる取組み、または周辺地域等、今、大変環境に配慮したということは強調されていて、それはそれで大事なことですし、農家の方もみんな理解をされているのだとは思いますが、農家そのものがご存じのとおり高齢化が進んで、もう手が回らない、手間がかけられないという直近の課題に直面し始めていると。なかなか化学農薬を減らすと草が生えてきて、じゃあ誰が草取りをするんだみたいなところも出てくるわけですから、今は少し増えていますけれども、これはおそらく大規模法人や若手の方が就職されたところは頑張ってくださいているのだらうと思うのですけれども、普通にやっている個人農家の方ですと、もう 60、70、下手をすると 75 くらいの方もまだ現役で農業をされているわけですので、何かそのうち頭打ちになるのではないかなというところが危惧されるのですけれども、その辺、何か。支援ばかりいってもしようがないのですけれども、歳を取られた方でも環境等にも配慮できるような何かそういうお手伝いが市のほうでできるのかどうなのか、その辺いかがでしょうか。

(農林政策課長)

ありがとうございます。虎澤委員ご指摘のとおり、高齢化が進んできている現状、また環境保全型農業を進めるにあたっては、慣行というか通常の栽培よりも手数料がかかるというところをご指摘のとおりかと思います。こういったところで、現在、表のところに記載させていただいております国の事業になりますけれども、環境保全型農業直接支払交付金というものの活用ですとか、また市のほうで設けております市の単独事業の、元気な農業応援事業というところでの機械、施設等への支援なんかも実施しています。

こういった事業の活用を進めるとともに、農業者の方々の状況に合った取組みやすいようなところから取組みを進めていただけるような、そんな事業推進を図っていければと考えています。

(虎澤委員)

ありがとうございます。実際のところ、優良農地と言われる平らな大きな農地は、まだそれでも法人等が利用して作ってくださるのですけれども、集落縁辺部の大変細かい農地が、もう相当耕作放棄され始めていると。その方に耕作放棄をやめてくださいとお願いしに行くと、手がないと。歳を取られてとても草刈りもできないというような返答が返ってくるわけですが、除草剤等も使わないように管理ができるのかということと大変厳しい状況なのかなというのは農業委員会でも本当に耕作放棄地問題というのは、もうこれからどうしていったらいいのかがちょっと分からないところまできているのですけれども、何かいい方策があったら、みんなで一緒に考えていけたらと思いますので、

よろしくお願いします。

(吉川会長)

ありがとうございます。

(石山委員)

指標①の、ほ場整備率ですが、令和3年から令和5年にかけて1.1ということで、本当に微々たる数字なのですが、今、虎澤委員が言われるように、農村というのは高齢化が進んで、やめたいけれども受け手がいない、受け手を探してくれというようなことが、ここ一、二年急激に増えているわけです。やはり高齢化に伴って、高齢化と、また機械の更新が重なったときに、やめたいけれどもということで農協のほうにも相談に来るのですが、なかなか受け手のほうも、もう満杯状態で、1軒でも20か30くらいの耕作をやっている個人の大規模農家が増えておりますが、もうこれ以上は受けられないというような状況にあるわけであります。

その中で、やはり条件不利地は、これから受け手がいなくなって耕作放棄地になるのではないかという危惧をもっているわけであります。そうなりますと、先ほど話したように誰が管理するんだということになるわけでありますので、条件のいいほ場整備をやったところは作る方も出てくるのですが、やはり条件不利地、今までは条件不利地でも規模拡大という何らかで受けてきたわけですが、それ自体が条件不利地は経費も手間も労働時間もかかるわけでありますので、そういうところがだんだん今まで受けた方が手放すようなことも出てくるわけでありますので、このほ場整備率は市だけではなかなか難しい面もあろうかと思いますが、これを早急に引き上げていかないと、待ったなしの農村の状態でありますので、その辺を踏まえた中で行っていただきたいということをお願いしたいと思います。

(農林水産部長)

ありがとうございます。実は農業構想を策定するときに、確か吉川会長からもほ場整備の話があって、実際のところ皆さんご案内のとおり県営事業が主力というか、ほとんどで進めているところでございますが、市のほうでなんとかそういったところを、一番の課題というのは、今、ご指摘ありましたけれども、条件の悪いところ、営農条件の悪いところは担い手が受けられないということがございますので、少なくとも県営でやるようなほ場整備、10ヘクタールなど、そういった大規模な面積ではなくて、個人単位でも担い手の方に営農状況を少しでも改善した農地を預けて、担い手の方が元気よく営農していただけるような条件を作りたいということを考えまして、本年度の新規事業で、未来へつなぐ地域農業支援事業というものを創設いたしました。

その中身は何かと申しますと、ソフトとハードの合わせ技になるのですけれども、農地の集積率は高いのですけれども、集約化に対して、市で単独で上乗せをするのと同時に、補助条件を改善、簡単に言ってしまうと、国で行っている耕作条件改善事業を活用したところについては、さらなるソフト支援とハードの事業、国の事業を活用した場合、定額と定率とあるのですけれども、定率のほうについて、市で最大 13 パーセントの支援ということで、少しでも農地の条件を改善した状態に担い手の方にバトンパスをしていただくと。ほ場整備を待っていると、採択されて、なおかつ完了するまで長期の時間を要しますので、率としてはもちろん、新潟市の場合、分母が非常に大きいので、それをやったら、じゃあ 1 パーセント上がるかというところと上がらないのですけれども、ここはミクロベースで見たところでは少しでも担い手の方が営農コストに対しての貢献ができるような支援というものを今年度から創設しましたので、先ほどありましたけれども、新規就農者も非常に増えましたので、そういった効果がすぐに現れるとは思わないのですけれども、長期的には効果をあげていけたらなというふうに期待しているところです。

(吉川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(石山委員)

はい。

(吉川会長)

ほ場整備事業は主に県が実施するものですが、やっぱり市としては、そういうかゆいところに手が届いて、県の事業と併せて短・中期的に対応できる仕組みというのは、とても重要だと思います。前の前の知事がほ場整備して、土地を 2 倍にしたら 2 倍儲かるのかという話をしたとかしないとかいう話を聞きましたけれども、2 倍収量がとれるのかという話があったという話も聞きましたけれども、そういう問題じゃないですよ、もうね、すでにもはや手をつけなければ誰も担う人がいなくなってしまうと。これは本当に日本の国家として、ものすごく大きな食料安全保障の問題になってきますので、なんとかやはり民間だけに頼るのではなくて、官のほうも積極的に手を入れていく必要があるのかなというふうに感じます。

先ほどの虎澤委員のほうからのお話ですが、やはり日本はすごく遅れていると感じるのは、有機農業であり、環境にやさしい農業というものをしているのだったら、市場のメカニズムの中で、きちんとそれが価格に転嫁されればいいのですけれども、なかなかそうはなっていないですよ。私、ヨーロッパで、主にトルコなんかによく行くのですけれども、トルコなんて有機栽培とか、有機じゃなくてもちゃんと「環境にや

さしい」のラベルがついていて、消費者はそっちから買いに行きますよね。しかも価格もそれなりの値段がするのだけれども、あえてそっちを選ぶというような消費者の思考があれば、本来であればインセンティブというか、農家さんもそういった環境にやさしい農業をしようというインセンティブが湧いてくると思うのですけれども、なかなかそこまで日本では進んでいないというのが今のところ残念だなというふうに感じます。

都市住民にとって、農業に対する当事者意識というのが、まだまだ醸成されていないというのが日本の問題なのかなというのをすごく感じるところです。すみません、余計なことを言いました。

ほかに、何かございますでしょうか。指標はたくさんありますけれども、なんでもこの際コメントいただければ、次の令和6年度、令和7年度に向けての対策になっていくと思いますので。

特にないようでしたら、次に、報告事項②農業振興地域整備計画の変更について、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

報告事項②農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

資料6をご覧ください。前回、令和5年8月に開催しました第155回の審議会以降に、農用地利用計画を変更した件数は、表に記載の11件でございます。内訳は、農用地区域からの除外が7件、同じく用途変更が3件、農用地区域への編入が1件です。それぞれの位置につきましては、資料6の裏面に記載しています農業振興地域整備計画、農用地利用計画変更箇所位置図をご覧くださいと思います。区別の件数につきましては、北区が2件、江南区が6件、秋葉区が1件、南区と西蒲区が1件です。今回は変更の件数が多いことから、変更案件のうち面積が1,000平米以上のものについて、各区の担当課長のほうからご説明させていただきます。

それでは、北区からお願いいたします。

(北区産業振興課長)

北区産業振興課の横木と申します。よろしくお願いいたします。

図面番号1と2が北区案件になります。資料7をご覧ください。変更の概要、変更種別は除外が2件です。位置については、1枚めくっていただいた土地利用計画図の番号1と番号2の場所になっています。

番号1についてのみ説明させていただきます。番号1、変更箇所は北区太夫浜字下浜山686番ほか1筆で、1,414平米、登記簿地目は畑で、変更後の用途は障がい者福祉施設の屋外運動機能訓練場及び一時避難所などです。

変更理由についてご説明いたします。申出者は、北区南浜地区の太夫浜地内において障がい者支援施設を運営している社会福祉法人です。今般、市の公募事業「障がい者支援施設等整備運営事業者選定」に採択され、現在の敷地内に新施設を建設する計画であります。敷地内の建設予定場所は、現在、入所者の運動機能訓練場兼来客用臨時駐車場として利用されておりますが、非常災害への対策として、一時避難のための屋外スペースを確保する必要があり、現敷地内で確保できない状況のため、申出地に一時避難所の機能を持たせるとともに、屋外運動機能訓練場所及び来客用駐車場とするものです。障がい者施設の特性上、既存施設周辺での拡張が不可欠であり、周辺地にて用地を検討した結果、やむをえず農用地から除外したものであります。

変更箇所位置図及び詳細図については添付図面のとおりです。変更箇所にかかる農林水産事業実施状況については、該当する事業がありません。当該変更の経緯については、令和5年12月19日付で公告し縦覧に供しています。北区の案件については以上になります。

(江南区産業振興課長)

江南区産業振興課長の草間でございます。

資料8をご覧ください。1、変更の概要です。(1) 変更種別は用途変更が3件、除外が3件の計6件です。(2) 変更概要です。番号1から番号3は用途変更、番号4から番号6が除外となります。本日は、番号1、番号5の1,000平米以上の案件を説明させていただきます。

番号1は、江南区茅野山2丁目の1,142.04平米の農用地を用途変更し、青果物集出荷作業施設を設置するものです。

番号5は、江南区丸山ノ内善之丞組の3,609.73平米の農用地を除外し、営農センター、資材庫及び農機センターを建設するものです。

2、変更理由についてご説明いたします。番号1、江南区亀田地区において、青果物集出荷作業施設の設置を行うものです。申出者は、亀田地区の茅野山集落で水稻、果樹、露地野菜を営む農業法人で、令和5年10月に法人化しています。法人化に伴って、既存作業場の老朽化は経営規模に見合った施設整備に対応するため、新潟県農林水産業総合振興事業を活用して、青果物集出荷施設を整備するものです。

次に、番号5、江南区大江山地区において、営農センター、資材庫及び農機センターの建設を行うもので、申出者は農業協同組合です。店舗、施設の再編計画に伴う事業であり、すでにある青果物センターの隣接地に営農センター等を集約して整備するものです。

続いて、3、変更箇所位置図及び詳細図につきましては、本資料の5ページ以降につけてございますので、ご確認ください。

続いて、4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況については、該当はございません。

最後に、5、当該変更の経過です。番号1は令和6年3月14日、番号5は令和6年5月27日に12条公告をそれぞれ完了しています。

(秋葉区産業振興課長)

続きまして、秋葉区産業振興課の小林です。

資料9をご覧ください。秋葉区内では県営の基盤整備事業の実施に伴う編入1件の農振変更を行ったものでございます。

変更の概要でございます。秋葉区大安寺地内の農地及び雑種地、約1万8,000平米の編入となります。本地区は、障害物や非農用地が少ない優良な農地であります。ほとんどが狭小30アール未満であり、農道が狭いため、農業機械等のすれ違いなどに支障をきたしており、農作業の効率化などの大きな妨げとなっています。用水につきましては、国県営の用水路から取水しておりますけれども、受益の末端部であるために恒常的な水不足に悩まされていると。また、小排水路なども多いことから、維持管理に多大な労力を費やしています。維持管理軽減のための小排水路整備や暗渠排水を施工して汎用化農地とすることが急務となっており、当該地は、令和5年度着工予定の阿賀満地区区画整理事業の地区に含まれておりまして、田の大区画化、排水路整備、暗渠排水整備などの抜本的整備を進め、当該農地の編入によって担い手への農地の集積を進めるものでございます。

位置図、詳細図については、裏面等に添付しています。

審査にあたりましては、土地改良区の資料に基づき進め、変更は適切であったので、県との事前相談を受け、協議のうえ決定し、令和5年12月19日に12条公告を実施しています。以上で秋葉区の説明を終わります。

(南区産業振興課長)

南区産業振興課の柏木です。

資料10になります。南区該当箇所の変更について説明します。

1、変更概要ですけれども、(1)変更種別は農振除外が1件です。(2)変更概要です。南区清水の9,499平米の農用地を農振除外し、従業員等駐車場の増設を行うものです。

続いて、2、変更理由です。南区清水地区において、従業員等駐車場の増設するため、既存の敷地を拡張するもので、位置については添付の資料をご覧ください。

申出者は、株式会社コメリです。申出者の事業の拡大に伴い、従業員及び取り扱う商品が増加し、本社敷地が手狭となり、業務に支障をきたしていることから、今回の計画変更により、本社敷地を拡張し、従業員等駐車場の増設を行うものです。

続いて、3、変更箇所位置図及び詳細図は、添付の資料においてご確認ください。

続いて、4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況です。実施中の1事業の受益地として該当しています。事業調整の結果は記載のとおりです。

続いて、裏面をご覧ください。5、当該変更の経過です。令和6年1月17日に事前相談等申出書を県に提出し、その後、記載のとおり法手続きを行い、令和6年4月23日に12条公告を完了しています。南区の説明は以上です。

(西蒲区産業観光課長)

最後に、西蒲区産業観光課の高野です。

資料11に基づき説明いたします。1番の変更の概要でございますけれども、記載のとおり、変更種別は農振除外でありまして、どこかに分かれておりますけれども、これらすべて1件、西蒲区巻東町550番地他の4,484平米の農用地を、隣接する既存の事業所の駐車場として拡張するものでございます。

その理由でございますけれども、2番に記載のとおり、運送業を営む申出者のマルソー株式会社が当該業界を取り巻く、いわゆる2024年問題などへの対応といたしまして、従業員の確保やトラックの増車を図るという必要があるため、駐車場を確保するものでございます。

現状でもすでに駐車場が足りず、トラックが荷物の搬入・搬出のために渋滞を起こしておりまして、従業員の安全確保や環境保全に支障をきたしているということから、今回の計画変更により、事業所敷地を拡張し、駐車場及び構内通路等の整備を行うというものでございます。

続きまして、3、変更箇所位置図及び詳細図は、資料の最後から2ページ目の現況駐車場及び倉庫エリア箇所図、また3ページ目の位置図にてご確認をお願いいたします。

続きまして、4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況でございます。実施中の1事業の受益地として該当しています。事業調整の結果といたしましては、受益面積に対し、除外面積が極めて少ないということから、事業に与える影響はないとの回答をいただいています。

続きまして、5、当該変更の経過でございます。令和6年1月26日に事前相談等申出書を県に提出いたしまして、その後、記載のとおり法手続きを行い、令和6年5月5日に12条公告を完了しています。

(農林政策課長)

以上で、変更に係る報告を終了します。

(吉川会長)

ただいまのご説明について、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
ないようでしたら、次第5、その他に移ります。事務局から何かございますか。

(農林政策課長)

事務局からは特にございません。

(吉川会長)

ないようでしたら、予定されていた議事は終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

会長におかれましては、円滑な会議の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてもご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第156回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。お疲れさまでした。